答 申 第 37 号 令和2年12月24日

仙台市教育委員会 御中 (教育局学校教育部教育相談課扱い)

> 仙台市個人情報保護審議会 会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和2年7月15日付けR2教学相第310号により諮問のありました下記の件について,別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第45号

- (1)「〇〇中学校は平成〇年〇月〇日午前8時30分頃,加害生徒の両親から『いじめ報告(念書)案』と『いじめ詫び状(念書)案』を受け取っている。また,平成〇年〇月〇日には,学校側から提示された『いじめ報告(念書)』と『いじめ詫び状(念書)』に加害主犯〇〇〇〇らと被害生徒両親が署名捺印し,学校長に提出している。そして,学校側は,当方に対して『市教委へこれらの文書のコピーを提出した』と回答している。市教委が,これらの文書コピーを学校側から収受した月日が分かるもの。また,その文書を教育相談課長が,〇〇中学校校長から受け取った『いじめ報告(念書)』『いじめ詫び状(念書)』『念書』等4通に係る保存文書のコピー」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2)「〇〇中学校では、平成〇年〇月〇日、加害生徒の両親から『いじめ報告(念書) 案』と『いじめ詫び状(念書)案』を受け取っている。また、平成〇年〇月〇日

には、学校側から提示された『いじめ報告(念書)』と『いじめ詫び状(念書)』に加害主犯〇〇〇〇らと被害生徒両親が署名捺印し、学校長に提出している。そして、学校側は、市教委へこれらの文書のコピーを提出したと回答している。市教委が、これらの文書内容を取り上げた全ての会議記録(発言者名も全て)」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

諮問第46号

- (1)「副申書を作成する際に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書(いじめに係る記録及び資料)』等々のうち、B教諭(学校)がパソコンで打ち込みを行い作成した(清書し作成した)『〇〇様へのいじめの件について(報告)』、『同(お詫び)』、『〇〇様へのこれまでの対応と現状について』に係る3通の文書のデータの原本及び紙媒体の原本」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2)「副申書を作成する際に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書(いじめに係る記録及び資料)』等々のうち、既に開示された『〇〇中事案に係る調停 認否案(第1準備書面)』に記載がある通り『B教諭が、〇〇父・申立人父間で相談した結果を踏まえた修正版の文書を、パソコンで打ち込みを行った(清書した)』後に、学校側が事実調査確認を行い、記録文書を作成したり、会議録文書等に記録に残したりした、文書記録等」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 37 号 (諮問第 45 号, 第 46 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人(以下「請求人」という。)の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例(平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする次の個人情報(以下「対象個人情報」という。)の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 30 年 12 月 10 日付け個人情報非開示決定及び令和元年 5 月 7 日付け個人情報非開示決定(以下これらを「原処分」という。)について、その処分の取消しを求めたものである。

- (1)「〇〇中学校は平成〇年〇月〇日午前8時30分頃,加害生徒の両親から『いじめ報告(念書)案』と『いじめ詫び状(念書)案』を受け取っている。また,平成〇年〇月〇日には,学校側から提示された『いじめ報告(念書)』と『いじめ詫び状(念書)』に加害主犯〇〇〇らと被害生徒両親が署名捺印し,学校長に提出している。そして,学校側は,当方に対して『市教委へこれらの文書のコピーを提出した』と回答している。市教委が,これらの文書コピーを学校側から収受した月日が分かるもの。また,その文書を教育相談課長が,〇〇中学校校長から受け取った『いじめ報告(念書)』『いじめ詫び状(念書)』『念書』等4通に係る保存文書のコピー」
- (2)「〇〇中学校では、平成〇年〇月〇日、加害生徒の両親から『いじめ報告(念書)案』と『いじめ詫び状(念書)案』を受け取っている。また、平成〇年〇月〇日には、学校側から提示された『いじめ報告(念書)』と『いじめ詫び状(念書)』に加害主犯〇〇〇〇らと被害生徒両親が署名捺印し、学校長に提出している。そして、学校側は、市教委へこれらの文書のコピーを提出したと回答している。市教委が、これらの文書内容を取り上げた全ての会議記録(発言者名も全て)」
- (3)「副申書を作成する際に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書(いじめに係る記録及び資料)』等々のうち、B教諭(学校)がパソコンで打ち込みを行い作成した(清書し作成した)『○○様へのいじめの件について(報告)』、『同(お詫び)』、『○○様へのこれまでの対応と現状について』に係る3通の文書のデータの原本及び紙媒体の原本」
- (4)「副申書を作成する際に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書(いじめに係る記録及び資料)』等々のうち、既に開示された『〇〇中事案に係る調停 認否案(第1準備書面)』に記載がある通り『B教諭が、〇〇父・申立人父間で相談した結果を踏まえた修正版の文書を、パソコンで打ち込みを行った(清書した)』後に、学校側が事実調査確認を行い、記録文書を作成したり、会議録文書等に記録に残したりした、文書記録等」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

実施機関は、対象個人情報について記載した公文書は作成又は保管しておらず、不存在であると主張しているが、そのような主張は次の理由により失当であって、社会通念に照らして考えても何らかの文書が残っていることと解釈されるのは当然である。

- (1)「○○○○様へのいじめの件について(報告)」、「○○○○様へのいじめの件について(お詫び)」及び「○○○様へのこれまでの対応と現状について」の3通の文書は、実施機関が別途開示した「○○中事案に係る調停 認否案(第1準備書面)」(開示資料番号 88)7頁に記載があるとおり、○○中学校内において担任のB教諭がパソコンで打ち込みを行い(清書し)作成したものであるが、その内容は謝罪の会や事情聴取等において既に加害主犯生徒が自認していた事柄だけであり、担任の教諭らが既に知り得ていたのと同じ内容の文書を清書して作成したのであれば、それは「実質的には学校側が主導して作成したものである」と表現しても何らおかしなことではない。また、「念書」については、請求人側と加害主犯生徒側との間の民事調停において、加害主犯生徒側が「○○中学にも相談し、学年主任のすすめもあり、平成○年○月○日、念書を作成するに至った」と認めているとおり、全ての内容を学年主任の教諭が作成したものである。よって、当該4通の文書はいずれも学校において公文書として作成、保管され、紙媒体・電子データともに存在しているはずである。
- (2) 〇〇中学校は平成〇年〇月〇日午前8時30分頃,加害生徒の両親から「いじめ報告(念書)案」と「いじめ詫び状(念書)案」を受け取っている。また,平成〇年〇月〇日には,学校側から提示された「いじめ報告(念書)」と「いじめ詫び状(念書)」に加害主犯生徒とその両親が署名捺印し、学校長に提出している。また、平成〇年〇月〇日に取り交わされた2通の文書については、その場で学校側から当該文書のコピーがほしいとの求めがあったため、それに応じてコピーを取らせている。これらの文書の提出を受けて、学校では何らかの会議や打合せ等を行ったはずであり、また学校長はこのことを上司にあたる市教委に報告や相談をし、市教委においても当該文書について何らかの会議や打合せ等を行ったはずであるため、何らかの文書記録が残されていると考えるのが妥当である。
- (3) 学校長は請求人側に「市教委へこれらの文書のコピーを提出した」と回答している。また、 学校長は当該文書について市教委に「報告する義務」があるはずである。よって、学校長 は当該文書を実際に市教委(教育相談課)に提出しているはずである。また、市教委の教 育相談課及び教職員課の職員も、請求人側に対して「バインダーに挟んで回覧しています」 旨の回答を行っている。
- (4) 請求人の高校受験にあたり学校長が作成し志望先の高校に提出された「副申書」(開示資料番号90)には、「1年次にいじめにあい」「いろいろな迷いが交錯し欠席も多くなった」との記載があることから、副申書の作成の際に参考とした「いじめに関する基礎資料」や「下書き時に参考とした文書(いじめに係る記録及び資料)」等々があったはずである。

それらの中には, 担任の教諭が学校でパソコンにより打ち込みを行った(清書し作成した) 「○○○○様へのいじめの件について(報告)」等の文書が当然含まれているはずである。

- (5)「○○○様へのいじめの件について(報告)」等の文書の内容については、学校、加害主 犯生徒側及び請求人(被害生徒)側の三者で認識の共有を行っていることから、実施機関 (学校及び市教委)では当該文書の内容について事情聴取や会議(打合せ)等を行い、何 らかの記録を残しているはずである。
- (6) 請求人の父は当該いじめ事案の調査について文書や電話及び口頭における問い合わせを 再三行っている。また市教委は文部科学大臣の命を受けた文部科学省児童生徒課の専門官 から「いじめ法案に係る重大事態として、ガイドラインに沿った個別の対応を行うよう」 に、あるいは「当該事案に対する実施機関の対応は、余りにも悪質である」旨の指導助言 を何回も受けている。実施機関はそれらを受けて打合せ、話し合い、会議、確認、事情聴 取等の何らかの対応を行い、その記録を作成したはずである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

(1) 対象個人情報のうち2(1)に対応する内容について

請求人は、請求人側と加害生徒側で取り交わされた「〇〇〇〇様へのいじめの件について(報告)」等の文書について、「学校側は、当方に対して『市教委へこれらの文書のコピーを提出した』と回答している。」と主張をしているが、実施機関が別途請求人に対し開示した「〇〇中事案に係る調停 認否案(第1準備書面)」(開示資料番号88)7頁に記載のあるとおり、当事者間で取り交わされた当該文書の写しを学校側が保有するに至ったのは、請求人が中学校を卒業した後の平成〇年〇月〇日に、学校を訪れた請求人の父から当時の教頭に一方的に渡されたことによるものであり、同日以前に学校が市教委(教育相談課長)へ当該文書の写しを提出することは不可能である。また、請求人が申立てた民事調停や請求人側から提出された要望書等への回答のため教育相談課において保管している関連資料の中には当該文書は保存されておらず、同日以降においても当該文書の写しが学校から市教委に提出された形跡はない。

よって、対象個人情報のうち 2 (1) に対応する個人情報については、公文書として保管されておらず、不存在である。

(2) 対象個人情報のうち2(2)に対応する内容について

請求人は、「〇〇〇〇様へのいじめの件について(報告)」等の文書のコピーが学校から市教委(教育相談課長)に提出されたのだから、市教委は当該文書の内容を取り上げた何らかの会議や打合せを行い、その記録を残したはずであるとの主張をしているが、(1)に前掲のとおり、当該文書の写しが学校から市教委に提出された形跡はなく、教育相談課において保管している請求人に係る関連資料の中には当該文書の内容を取り上げた会議等の記録は存在しない。

よって、対象個人情報のうち2(2)に対応する個人情報については、公文書として作成、 保管がされておらず、不存在である。

(3) 対象個人情報のうち2(3)に対応する内容について

請求人は、「〇〇〇〇様へのいじめの件について(報告)」等の文書は、実質的には学校側が主導して作成されたものであることを前提とした主張をしているが、実施機関が別途請求人に対し開示した「〇〇中事案に係る調停 認否案(第1準備書面)」(開示資料番号88)7頁に記載のあるとおり、当該文書の原案は加害側の生徒の父が作成し、その後請求人の父との間でのやりとりを経て作成されたものであって、作成過程において請求人の父への対応に疲弊した加害側の生徒の父からの相談を受け、学年主任や担任の教諭が一般的な助言をしたり、作成途中での一時的な清書を手伝ったことはあるものの、当事者間で取り交わされた最終版の文書の作成には学校は関与していない。

よって、対象個人情報のうち2(3)に対応する個人情報については、公文書として作成、 保管がされておらず、不存在である。

なお、当時の学年主任の教諭に改めて確認したところ、当該文書の署名押印は学校で行われたものではないとのことであり、当該文書が取り交わされたその場で学校側がコピーの提出を求めたり、コピーを受け取ったりした事実はない。当事者間で取り交わされた当該文書の写しを学校側が保有するに至ったのは、「〇〇中事案に係る調停認否案(第1準備書面)」(開示資料番号88)7頁に記載のあるとおり、請求人が中学校を卒業した後の平成〇年〇月〇日に、学校を訪れた請求人の父から当時の教頭に一方的に渡されたことによるものである。

(4) 対象個人情報のうち2(4)に対応する内容について

請求人は、「〇〇〇〇様へのいじめの件について(報告)」等の文書は、実質的には学校側が主導して作成されたものであって、当該文書に記載されたいじめの内容は学校側も事実として認めていた(認識を共有した)ことになるのであるから、社会通念上から考えても、学校が当該文書の作成後に改めて当該いじめ事案につき加害側の生徒に対する事情聴取等の調査を行い、その記録を残したはずであるとの主張をしているが、(3)に前掲のとおり、当事者間で取り交わされた当該文書の最終版の作成には学校側は関与しておらず、その内容も認知していないことから、当該文書の作成後に改めての事実調査は行っていない。

よって、対象個人情報のうち2(4)に対応する個人情報については、公文書として作成、 保管がされておらず、不存在である。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書,反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張,並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば,本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月に、請求人が当時在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。
- (2) (1)の事案に係る加害側の生徒の保護者から、請求人及び請求人の父母に対し、平成〇年 〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのいじめの件について(報告)」及び「〇〇〇〇様へのい じめの件について(お詫び)」の2通の文書が、また同年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へ のこれまでの対応と現状について」及び「念書」の2通の文書が提出された。
- (3) 平成○年○月,請求人は仙台市を相手方とした民事調停の申立てを行い,同年○月,実施

機関では調停への対応の一環として、当時の〇〇中学校の校長、教頭、学年主任のA教諭等の各教諭に確認した内容を記載した「〇〇中事案に係る調停 認否案(第1準備書面)」 (開示資料番号88)を作成した。なお、平成〇年〇月に請求人と仙台市との間の民事調停は不成立となった。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

請求人側及び加害生徒側双方の署名がされた「〇〇〇〇様へのいじめの件について(報告)」等の4通の文書の写しを実施機関が保有していること自体には争いがないものの、それらを学校が収受した経緯や時期、それらが学校から市教委に提出されたか否か、あるいは最終版の文書の作成に係る教員の関与の有無については、請求人と実施機関の主張が食い違っている。

また、実施機関による説明からは、当該文書の写しを市教委が学校から収受した日が分かる文書及び当該文書作成の基となった電磁的記録はいずれも保有してしないという実施機関の主張に不合理な点はないと認めるに足る理由を見出すまでには至らなかった。

そのため、当審議会は、条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、当該 4 通の文書の作成に学校側が関わった経緯及びパソコンで打込みを行った文書の双方の保護者への渡し方について、実施機関を通じて当時の担任の教諭及び学年主任の教諭に確認を行った。

その結果、学校のパソコンで担任の教諭が打込みを行い、それを学年主任の教諭がプリントアウトして加害側の生徒の保護者に渡した事実までは確認することができたものの、打ち込みを行った際の電磁的記録及びプリントアウトした紙文書の保有の有無については確認することができなかった。

そこで当審議会では、条例第 48 条第 4 項に基づき、令和 2 年 9 月 14 日から 11 月 24 日にかけて、実施機関の教育相談課及び教職員課執務室において見分調査を実施した。なお、〇〇中学校における見分調査については、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 36 号及び同第 37 号の審議の過程で実施済みである。また、請求人が同校に在籍していた平成〇年度から同〇年度までに同校の教職員が使用していた執務用パソコンは、平成〇年〇月に行われた機器更新に伴い撤去されていたことを確認している。

教育相談課及び教職員課執務室における見分調査は、本件審査請求における対象個人情報 に限らず、両課が保管している一連のファイル及び同両課が保存している電磁的記録のうち、 請求人及びその家族への対応に関係する全ての記録を対象として実施した。

しかしながら、これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

なお、当審議会が直接答申の内容とすべき事柄ではないが、本件審査請求に係る審議の中で実施機関における個人情報の取扱いについて議論があった点があるので以下のとおり付

言する。

一般に、実施機関が外部から個人に関する情報の提供を受け、あるいは外部に個人に関する情報を提供する場合には、必要に応じて収受又は提供のあった日時及びその経緯等を記録しておくことが望ましいといえる。特に教育行政においては、児童生徒の保護者と良好な関係を築き、学校運営を円滑に行うことが重要と思われることから、いじめや体罰等に関し口頭や文書等でのやり取りがあった場合には、双方における認識の食い違いを防止する観点からも、申立ての内容、文書等の入手の経緯又は対応の経過について記録しておくことを推奨する。

審議会の処理経過

(諮問第 45 号, 第 46 号)

年 月 日	内 容
令和 2. 7. 15	・諮問を受けた
2. 7. 17	・実施機関(教育局学校教育部教育相談課)から弁明書の提出を 受けた
2. 7. 28 (令和2年度第3回 個人情報保護審議会)	・諮問に係る審議を行った
2. 8. 8	・請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
2. 8. 17	・請求人から反論書の提出を受けた
2. 8. 27 (令和2年度第4回 個人情報保護審議会)	・請求人から口頭で意見を聴取した ・諮問に係る審議を行った
2. 9. 4 (令和2年度第5回 個人情報保護審議会)	・諮問に係る審議を行った
2. 9. 14から 2. 11. 27まで	・実施機関に対する見分調査を行った
2. 10. 15 (令和2年度第6回 個人情報保護審議会)	・諮問に係る審議を行った
2. 12. 7 (令和2年度第7回 個人情報保護審議会)	・諮問に係る審議を行った